

## 👍 コンビニで課税証明が取得可能に

☎市民税課 ☎ 2998-9064



**2月1日(休)からスタート!**

マイナンバーカードを使って、コンビニのマルチコピー機で市・県民税課税（非課税・所得）証明書が取得できます。平成 30 年度分は 6 月から発行予定！

- ▶ 利用時間…毎日午前 6 時 30 分～午後 11 時（年末年始や点検時など除く）
- ▶ 証明書の種類…市・県民税 課税（非課税・所得）証明書
- ▶ 対象となる課税年度…直近 3 年度分
- ▶ 発行手数料…1 件 200 円（市役所窓口と同じ）
- ▶ 取得できる方…本人



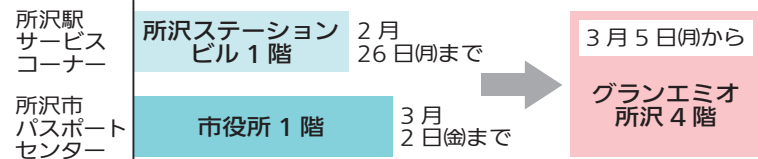
### ⚠️ 注意点

- ▶ 電子証明書が搭載されているマイナンバーカードと 4 桁の暗証番号が必要です。
- ▶ ①～⑤のいずれかに該当する方は、市民税課にお問い合わせください。
  - ①未申告（被扶養登録者除く）
  - ②税額更正中
  - ③必要とする年度の賦課期日（その年の 1 月 1 日）後に転入した
  - ④他市区町村に転出した
  - ⑤ DV などの支援措置の対象
- ▶ 納税証明書はコンビニで取得できません。市役所 2 階市民税課、まちづくりセンター、サービスコーナー（所沢駅・狭山ヶ丘・小手指）で取得できます。
- ▶ 証明書の合計所得金額欄には、証明年度の前年分所得が記載されます。申告状況により \* 表示となります。
- ▶ 手数料減免対象者も発行手数料がかかります。減免希望者は、市民税課で取得してください。

## 📄 所沢駅サービスコーナー 所沢市パスポートセンター が移転

☎市民税課 ☎ 2998-9087

**3月5日(月)から所沢駅東口直結の  
グランエミオ所沢 4 階 に移転します!**



移転に伴い、現在地での業務は上記のとおりとなります。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

◎両施設ともに移転後は電話番号を変更します。お間違いのないようお気を付けてください。



### 🏢 グランエミオ所沢での業務

- 業務開始日 3月5日(月)  
 場所 ぐすのき台 1-14-5 グランエミオ所沢 4 階
- ◆ 所沢駅サービスコーナー ☎ 2968-9718  
業務時間 月～金曜午前 8 時 30 分～午後 7 時
  - ◆ 所沢市パスポートセンター ☎ 2968-9719  
業務時間 ▶ 申請・交付…月～金曜午前 9 時～午後 4 時 30 分 ▶ 交付のみ…第 2・4 土曜午前 9 時～正午

## 📄 国民健康保険税の税率などを改正

☎国民健康保険課 ☎ 2998-9131

平成 30 年 4 月から実施される国保広域化に伴い、保険税率などを改正します。広域化に伴う気になるポイントを Q&A 方式でお伝えします。

### Q 保険税はどう変わるの？

**A** 右表のとおり改正されます。国保制度を維持するために、加入者の皆様のご理解とご協力をお願いします。税率改正にあたり、若年層（平成 8 年 4 月 2 日～15 年 4 月 1 日生まれ）は 1 年間、医療給付費分の均等割を据え置く緩和措置※を実施し、子育て世代の負担軽減を図ります。30 年度の税額は、7 月に郵送する納税通知書でお知らせします。

### 平成 30 年度からの保険税率

- ▶ 医療給付費分 病気やけがをしたときの医療費などの給付に充てるもの
- ▶ 介護納付金分 40～64 歳の加入者に課税され、介護サービス費用などに充てるもの

区分	現行	⇒	改正後
所得割	7.2%	⇒	変更なし
資産割	27%	⇒	15% (12%減)
均等割	10,500 円	⇒	14,300 円 (3,800 円増※)
平等割	16,000 円	⇒	変更なし
賦課限度額	54 万円	⇒	変更なし

※緩和措置により、平成 30 年度は若年層への増額はなし。

区分	現行	⇒	改正後
所得割	0.97%	⇒	1.5% (0.53%増)
均等割	6,700 円	⇒	11,000 円 (4,300 円増)
賦課限度額	19 万円	⇒	変更なし

- ▶ 後期高齢者支援金等分 改正による変更はありません。

### Q 広域化に伴う手続きは必要？

**A** 必要ありません。お手元にある保険証は、広域化後も今までどおり使えます。

### Q 広域化にメリットはあるの？

**A** 広域化で国保が県単位となることで、県内で引っ越した場合も高額療養費の限度額が軽減されやすくなります※。また、引っ越し前後の自治体にそれぞれ支払っていた月ごとの自己負担限度額も、広域化前に比べて軽減されます。※12 カ月で 4 回以上、高額療養費に該当した場合、自己負担限度額が軽減されます。広域化前は市町村が変わるとカウントがリセットされる仕組みでした。

### モデル世帯の国保税額（年額）

- ◆ 夫婦（50 代）と子ども 2 人（大学生・高校生）の 4 人世帯
- ▶ 営業所得…400 万円
- ▶ 固定資産…なし



現行	⇒	改正後
51 万 500 円	⇒	54 万 6,200 円 (3 万 5,700 円増)

※緩和措置により、子ども 2 人分 7,600 円減額された金額。

- ◆ 1 人（65～74 歳）の世帯
- ▶ 年金収入…250 万円（所得 130 万円）
- ▶ 固定資産税額…5 万円



現行	⇒	改正後
14 万 6,000 円	⇒	14 万 3,800 円 (2,200 円減)

- ◆ 夫婦（65～74 歳）2 人世帯
- ▶ 年金収入…200 万円（所得 80 万円）
- ▶ ケース①固定資産…なし
- ▶ ケース②固定資産税額…5 万円



現行	⇒	改正後
① 7 万 5,500 円	⇒	7 万 9,300 円 (3,800 円増)
② 8 万 9,000 円	⇒	8 万 6,800 円 (2,200 円減)